住所　千葉市中央区大巌寺町396番地１
申成柱　昭和49年８月20日生
住所　大阪府豊中市北条町１丁目10番23号
呉美帆　平成８年５月５日生
住所　大阪市阿倍野区阪南町２丁目１番15―305号
李宗和　昭和53年２月26日生
住所　大阪市都島区都島本通５丁目13番７―101号
金芳弘　昭和55年11月29日生
住所　大阪市東成区玉津１丁目12番14―402号
高友里　平成元年２月28日生
住所　大阪府摂津市香露園９番６号
李春男　昭和38年４月５日生
金慶子　昭和36年８月15日生
李由樹　平成４年11月26日生
李亮太　平成７年４月22日生
李利幸　平成10年１月５日生

○経済産業省告示第百八十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録安全管理審査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年八月八日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	変更前後別	事業所の所在地
ビューローベリタスジャパン株式会社	前	神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
	後	神奈川県横浜市中区山下町二十二番地

○経済産業省告示第百八十五号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十六条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月八日

経済産業大臣　世耕　弘成

(一)　国内登録検査機関の名称　ビューローベリタスジャパン株式会社
(二)　変更前の事業所の名称及び所在地　ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市中区山下町１番地シルクビル
(三)　変更後の事業所の名称及び所在地　ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市中区山下町２２番地
(四)　変更年月日　平成二十九年八月一日

○環境省告示第六十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、阿寒国立公園の区域を変更し、及び同国立公園の名称を阿寒摩周国立公園に改めたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年八月八日

環境大臣　中川　雅治

一　追加する区域
北海道斜里郡清里町内国有林網走南部森林管理署一〇一六林班の全部並びに一〇一七林班及び一〇二四林班から一〇二六林班までの各一部
北海道斜里郡清里町字清泉の一部
北海道川上郡弟子屈町字札友内及び札友内原野の各一部
二　区域を表示した図面（省略）

住所　大阪市北区浮田１丁目４番13―506号
金享子　昭和57年６月３日生
住所　堺市中区[誤]葉170番地37
龍太惠　昭和52年９月９日生
住所　大阪府八尾市南本町７丁目５番２号
金京美　昭和44年１月26日生

○外務省告示第二百八十四号

ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の批准書を平成二十九年六月二十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年七月二十九日にボスニア・ヘルツェゴビナについて効力を生じた。

（平成二十九年六月二十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年八月八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○環境省告示第六十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、阿寒摩周国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年八月八日

環境大臣　中川　雅治

一　特別地域に次の区域を追加する。
北海道斜里郡清里町内国有林網走南部森林管理署一〇一六林班及び一〇一七林班の各一部
二　特別地域から次の区域を削除する。
北海道川上郡弟子屈町字跡佐登の一部（旧国有林根釧西部森林管理署四二一四林班及び四二七林班）
三　第一種特別地域に次の区域を追加する。
北海道斜里郡清里町内国有林網走南部森林管理署一〇一〇林班、一〇一二林班、一〇一七林班、一〇二五林班及び一〇二六林班の各一部
四　第一種特別地域から次の区域を削除する。
北海道川上郡弟子屈町字跡佐登の一部（旧国有林根釧西部森林管理署四二七林班）
五　第二種特別地域から次の区域を削除する。
北海道斜里郡清里町内国有林網走南部森林管理署一〇一〇林班、一〇一二林班、一〇一七林班、一〇二五林班及び一〇二六林班の各一部
北海道斜里郡清里町字清泉の一部
六　第三種特別地域に次の区域を追加する。
北海道斜里郡清里町内国有林網走南部森林管理署一〇一六林班及び一〇一七林班の各一部
七　第三種特別地域から次の区域を削除する。
北海道川上郡弟子屈町字跡佐登の一部（旧国有林根釧西部森林管理署四二一四林班）
八　次の単独施設を削除する。

種類	位置
スキー場	北海道釧路市（阿寒湖畔）
野営場	北海道川上郡弟子屈町（仁伏）
舟遊場	北海道川上郡弟子屈町（仁伏）

九　次の単独施設を追加する。

種類	位置
休憩所	北海道釧路市（白湯山麓）
園地	北海道斜里郡清里町（神の子池）
スキー場	北海道釧路市（白湯山麓）

十　次の道路を削除する。

種類	位置又は区間
（一）車道	北海道斜里郡清里町（清里峠西・国立公園境界）から同町（裏摩周）まで
（二）歩道	北海道川上郡弟子屈町（硫黄山）から同町（硫黄山山頂）、同町（跡佐登・歩道合流点）及び同町（硫黄山中腹・歩道合流点）まで

十一　次の車道を追加する。

種類	位置又は区間
北海道斜里郡清里町（道道分岐点）から同町（神の子池）まで	

十二　次の運輸施設を追加する。

種類	位置又は区間
索道運送施設	北海道釧路市（白湯山麓）

十三　公園計画を表示した図面（省略）